

令和6年度 第2回 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会
「女性センターの在り方について」



前回のまでの意見のまとめ（振り返り）

- 1 名称について
- 2 女性センターの在り方について
- 3 その他の意見

1 名称について

- 男女共同参画を進めるには、男性への啓発も必要であるため、男性にも施設を使ってもらう前提で、名称変更なども検討が必要
- 女性をエンパワーする施設として、女性センターの名称を何らかの形で残してほしい
- 市は何を目指すのかを明確にした上で名称変更の検討をしてほしい

参考 埼玉県内の男女共同参画を推進するための施設の名称（令和5年4月1日現在）23施設

県内の施設名称	施設数	割合	具体的な名称
「男女共同参画」とつく	17施設	73.9%	男女共同参画推進センター等
「女性」とつく	4施設	17.4%	女性センター等
その他	2施設	8.7%	文化会館、地域交流センター

2

2 女性センターの在り方について

- L G B T Qや障害者など、様々な立ち位置の方の共生のための施設となるとよい。
- 親子が集える場、男性も含めた子育ての拠点となるとよい。
- 隣接する保健センターの健診に訪れる親子を女性センターに誘導し、館内で、男女共同参画に触れてもらうとよい。
- 女性センターは市民センターとは設置目的が異なるので、男女共同参画の意識を持った施設にしてほしい。

3

3 その他の意見

- どのような形の施設として存続させていくのか、何を指すために施設を利用してもらうのかを、明確にする必要がある。
- 図書室の本を中央図書館に移管した場合、空いたスペースを他の目的に利用する（幅広い方に利用してもらうため、カフェの新設など）。
- 施設機能の検討だけでなく、本来何をすべきなのかが肝である。
- 女性センターまでの公共交通の手段が悪く、アクセスが不便である。

4

これからの女性センターを考える上で

- 1 男女共同参画推進の拠点施設としての位置づけ
- 2 基本的な考え方
- 3 女性センターに隣接する施設
- 4 (仮) こども・子育て 相談・交流エリアについて

5

1 男女共同参画推進の拠点施設としての位置づけ

・鶴ヶ島市女性センター条例

(設置)

第1条 鶴ヶ島市男女共同参画推進条例（平成22年条例第1号）第11条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するとともに、女性の総合的な支援を図ることを目的として、鶴ヶ島市女性センター（以下「女性センター」という。）を鶴ヶ島市大字脚折1922番地7に設置する。

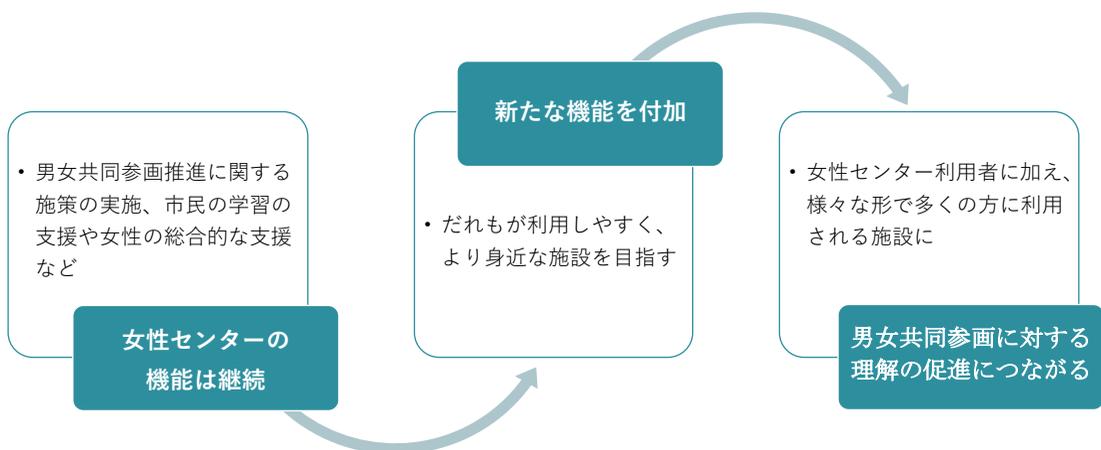
(業務)

第2条 女性センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画、女性を取り巻く問題等に関する各種相談に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する学習の機会の提供に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する情報の提供に関すること。
- (4) 市民、事業者及び教育に携わる者による男女共同参画の推進に関する取組の支援に関すること。
- (5) 女性センターの施設及び附属設備の使用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

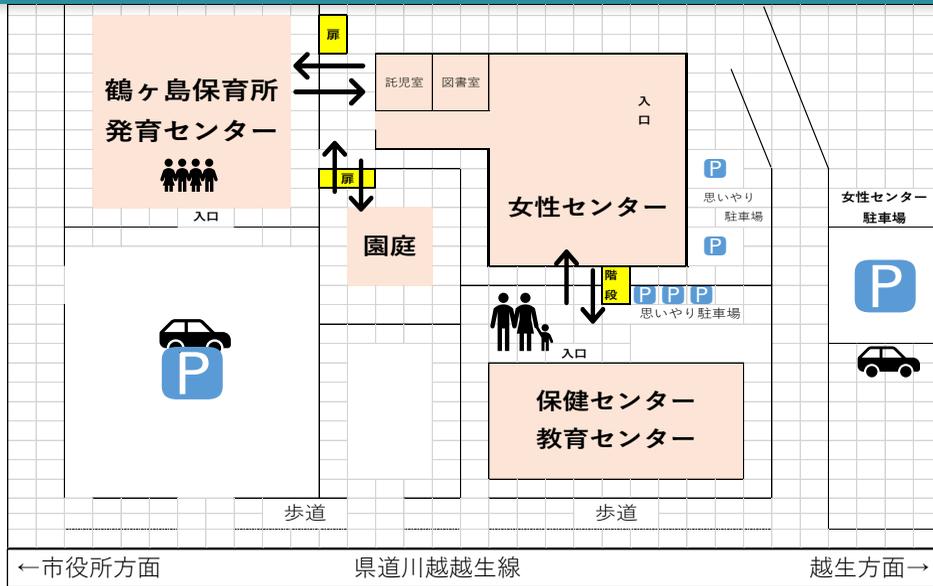
6

2 基本的な考え方



7

3 女性センターに隣接する施設



4 (仮) こども・子育て 相談・交流エリアについて

内部検討資料